

証券コード 7520  
2026年4月28日  
(電子提供措置の開始日 2026年4月27日)

株 主 各 位

東京都昭島市中神町1160番地1  
 **株式会社 エコス**  
代表取締役 平 邦 雄  
社長執行役員

## 第61回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。  
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト  
に「第61回定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載して  
おります。

【当社エコスグループウェブサイト】 <https://www.eco-s.co.jp/finance/>  
また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書  
類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、書面又はインターネット等による議決権行使の方法は、本招集通知3頁から4頁までに  
記載のとおりですので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のう  
え、2026年5月19日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げ  
ます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月20日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
  2. 場 所 東京都立川市錦町1丁目12番1号 ホテル日航立川 東京 3階アトランティック  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
  3. 目 的 事 項  
報 告 事 項
    1. 第61期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会  
計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第61期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項  
第 1 号 議 案 剰余金処分の件  
第 2 号 議 案 取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・ 事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会社役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」「会社の体制及び方針」
  - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

<電子提供制度に関するお問い合わせ先>

三菱UFJ信託銀行 証券代行部

電子提供制度専用ダイヤル 0120-696-505 (通話料無料)

(受付時間：土・日・祝日を除く平日、午前9時から午後5時まで)

<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 株主総会にご出席いただける場合

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2026年5月20日（水曜日）午前10時



## ■ 株主総会にご出席いただけない場合

### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2026年5月19日（火曜日）午後6時必着



### インターネットによる議決権行使

次ページのインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2026年5月19日（火曜日）午後6時まで



#### スマートフォンをご利用の株主様



同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

## ＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。  
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2026年5月19日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

##### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。  
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合もございます。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。  
※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

機関投資家の皆様へ 議決権電子行使プラットフォームのご案内  
株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、当該プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
☎0120-173-027 受付時間:午前9時から午後9時まで

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、安定配当の継続を基本方針としております。

第61期につきましては、当期の業績や財務状況を勘案し、前期の普通配当65円に代えて、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき70円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、786,444,470円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年5月21日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の株式数	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況
1	たいら くに お 平 邦 雄 (1968年6月12日生)	84,900株	1991年4月 株式会社ダイエー入社 1994年10月 当社入社 取締役 1999年5月 当社常務取締役企画室長兼開発本部副本部長 2000年1月 当社常務取締役第一販売事業部長 2002年11月 当社常務取締役営業本部長 2004年5月 当社専務取締役営業本部長兼物流部管掌 2005年5月 当社取締役副社長兼営業本部長 2006年3月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2010年9月 当社代表取締役社長 2022年5月 当社代表取締役社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社たいらや代表取締役会長 株式会社与野フードセンター代表取締役会長 株式会社マスダ代表取締役会長 株式会社ココスナカムラ代表取締役会長執行役員 株式会社平成取締役
〔取締役候補者とした理由〕 平邦雄氏は、当社エコスグループの経営指揮を執り、企業経営及び事業戦略に関する豊富な経験と知見を有しております。当社エコスグループの成長と更なる企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。			
2	たいら のり こ 平 典 子 (1966年2月27日生)	277,600株	1995年8月 当社入社 2011年9月 当社取締役営業本部副本部長 2012年3月 当社常務取締役営業本部副本部長 2012年5月 株式会社たいらや常務取締役 2013年5月 同社専務取締役 2014年3月 同社代表取締役社長（現任） 2014年5月 当社取締役 2017年6月 当社取締役副社長 2022年5月 当社取締役副社長執行役員 2025年3月 当社取締役副社長執行役員営業本部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社たいらや代表取締役社長 株式会社平成取締役
〔取締役候補者とした理由〕 平典子氏は、当社子会社代表取締役社長を務め、経営者として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の株式数	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況
3	藤田昇三 (1948年8月1日生) (社外取締役)	2,500株	1976年4月 東京地方検察庁検事任官 2003年9月 佐賀地方検察庁検事正 2008年7月 最高検察庁裁判員公判部長 2010年6月 広島高等検察庁検事長 2010年12月 名古屋高等検察庁検事長 2011年8月 定年退官 2011年9月 弁護士登録 2012年6月 株式会社整理回収機構代表取締役社長 2015年10月 奥野総合法律事務所入所 2017年5月 当社取締役(現任) 2019年2月 藤田昇三法律事務所開設 (重要な兼職の状況) 文化シャッター株式会社社外取締役・監査等委員 三機工業株式会社社外監査役
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 藤田昇三氏は、高検検事長、整理回収機構代表取締役社長等の経験があり、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に中立的・客観的な視点から有効な発言を適宜行っております。また経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただいております。取締役候補者といいたしました。上記の理由から同氏には、今後も高度な知見に基づく経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献いただけることを期待しております。			
4	野原信広 (1968年12月12日生) (社外取締役)	2,900株	1991年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニックホールディングス株式会社)入社 2007年3月 株式会社タチバナ・インダストリーズ設立 代表取締役(現任) 2015年4月 株式会社タンデム・デザイン設立 代表取締役(現任) 2016年5月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社タチバナ・インダストリーズ代表取締役 株式会社タンデム・デザイン代表取締役
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 野原信広氏は、企業経営者としての知識と高い見識に基づき、当社の経営に中立的・客観的な視点から有効な発言を適宜行っております。また経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただいております。取締役候補者といいたしました。上記の理由から同氏には、今後も豊富なビジネス経験を生かし、当社において業務執行から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 藤田昇三氏及び野原信広氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 責任限定契約

当社は藤田昇三氏及び野原信広氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約の責任に基づく限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

(2) 独立役員

当社は藤田昇三氏及び野原信広氏を株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 藤田昇三氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって9年となります。
5. 野原信広氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
6. 各候補者の「所有する当社の株式数」については、2026年2月28日現在の状況であります。

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）は、以下のとおりであります。

氏名	企業経営・ 人事・人材	法務・ リスクマネジメント	財務・会計	マーケティング・ 営業	サステナビリティ
平 邦 雄	●		●		
平 典 子	●			●	
藤 田 昇 三		●			●
野 原 信 広	●			●	

以 上

# 事業報告 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

## 1. 企業集団の状況

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、国際情勢は不安定な状況が継続している中、原材料・エネルギー価格は高止まっており、依然として不透明な状況が続きました。

食品スーパーマーケット業界におきましては、物価上昇に賃金の伸びが追い付いていないことから、消費者の生活防衛意識は一段と強まっており、厳しい経営環境が続きました。

このような環境の中、当社エコスグループはこれまで通り食品スーパーマーケット事業に資源を集中し、経営方針である社是「正しい商売」を徹底し、企業価値の創造と持続的な成長に向けた店舗づくりに取り組んでまいりました。

店舗開発におきましては、2025年4月に、埼玉県さいたま市中央区の店舗を建て替え、新たに「TAIRAYA与野店」を出店いたしました。また、2026年1月に茨城県東茨城郡茨城町に「TAIRAYA茨城町店」、栃木県下都賀郡壬生町に「たいらや壬生店」を出店いたしました。さらにグループ全体で11店舗の改装を実施し、設備の更新や利便性の高い陳列方法の導入により、既存店の活性化に努めました。グループ全体で2店舗を閉店した結果、当連結会計年度末の当社エコスグループの店舗数は137店舗となりました。

店舗運営面におきましては、鮮度と効率性を意識するとともに、売場全体の見通しを改善することで、お客様がお買い回りしやすい売場づくりを進めてまいりました。また、需要が拡大している冷凍食品を充実させるとともに、来店客数の多い夕方時間帯の需要を取り込むため、切り立て・作り立て商品を提供できるよう、作業工程の見直しも行うなど、お客様のニーズに合わせた店舗運営を行ってまいりました。

商品面におきましては、主力商品の品揃えを充実させるとともに、お客様の節約志向、低価格志向に鑑み、いつ来てもお買い得、エブリデイ・ロープライスに取り組んでまいりました。また、2025年12月に当社エコスグループは設立60周年を迎えました。これを記念して、これまでのご愛顧への感謝の意を込めて、年間を通じて厳選した商品を「60周年記念商品」としてお買い得な価格で展開いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社エコスグループの営業収益は、1,379億85百万円（前期比0.6%増）となりました。また、営業総利益につきましては、406億50百万円（前期比2.3%増）となりました。

利益面につきましては、営業利益57億29百万円（前期比4.8%減）、経常利益58億91百万円（前期比6.3%減）となりました。これは主に、販売費及び一般管理費が前連結会計年度に比べ12億18百万円増加したことによるものです。

最終利益につきましては、特別損失として減損損失等25億79百万円が発生したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は26億45百万円（前期比36.0%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は59億68百万円であり、主な内訳は以下のとおりであります。

内 容	金 額
店舗の新設（3店舗）及び既存店舗の改装（11店舗）	4,888百万円

### (3) 対処すべき課題

当社エコスグループは、地域密着の食品スーパーマーケットチェーンとして、毎日のお買い物をお楽しみいただきながら、環境と健康にやさしい暮らしを提供すべく以下の重点施策を推進してまいります。

#### ① 商品力の強化

当社エコスグループでは、お客様から更なるご支持をいただける商品や売場の実現に向けて、新商品やオリジナル商品の開発・開拓に注力してまいります。オリジナル商品の開発にあたっては「商品選定会議」を通じて、お客様にさらに価値を感じていただける商品開発を行い、アイテム数の拡大と提案商品の質の向上を目指してまいります。また、当社エコスグループのプライベートブランド「ナチュラルイブ」商品のラインナップの強化を行い、ブランド価値の向上を図ってまいります。

#### ② 接客・サービス力向上

気持ちの良い笑顔の接客、清潔感のある身だしなみの徹底に加えて、お買い物しやすい店内環境や売場づくりを強化し、ご来店いただいたお客様からの信頼を高められるよう、接客・サービス力向上に努めてまいります。

#### ③ 人財育成

「従業員の成長と会社の成長は、車の両輪」との認識のもと、「自ら学び、失敗を恐れず挑戦し続ける」ことを通じて、個々の能力を高められる社風や文化の醸成を進めてまいります。特に若手・女性の育成を促進し、感性豊かな視点を積極的に取り入れてまいります。また、社内での研修やグループ間交流を一層充実させ、多様な経験と価値観の融合を通じた、新たな知見やスキルの習得を後押ししてまいります。

#### ④ 新規出店・既存店の活性化

グループ規模の更なる拡大を目指すべく、積極的な新規出店による店舗網の拡充に注力してまいります。加えて、既存店の改装も積極的に行うことにより、店舗の活性化、最新のマーチャндаイジングを取り入れた店舗フォーマットへの転換を図ってまいります。将来を見据えた設備投資を行うことにより、当社エコスグループの成長とお客様がお買い物しやすく、従業員の作業効率を高められる環境を整えてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

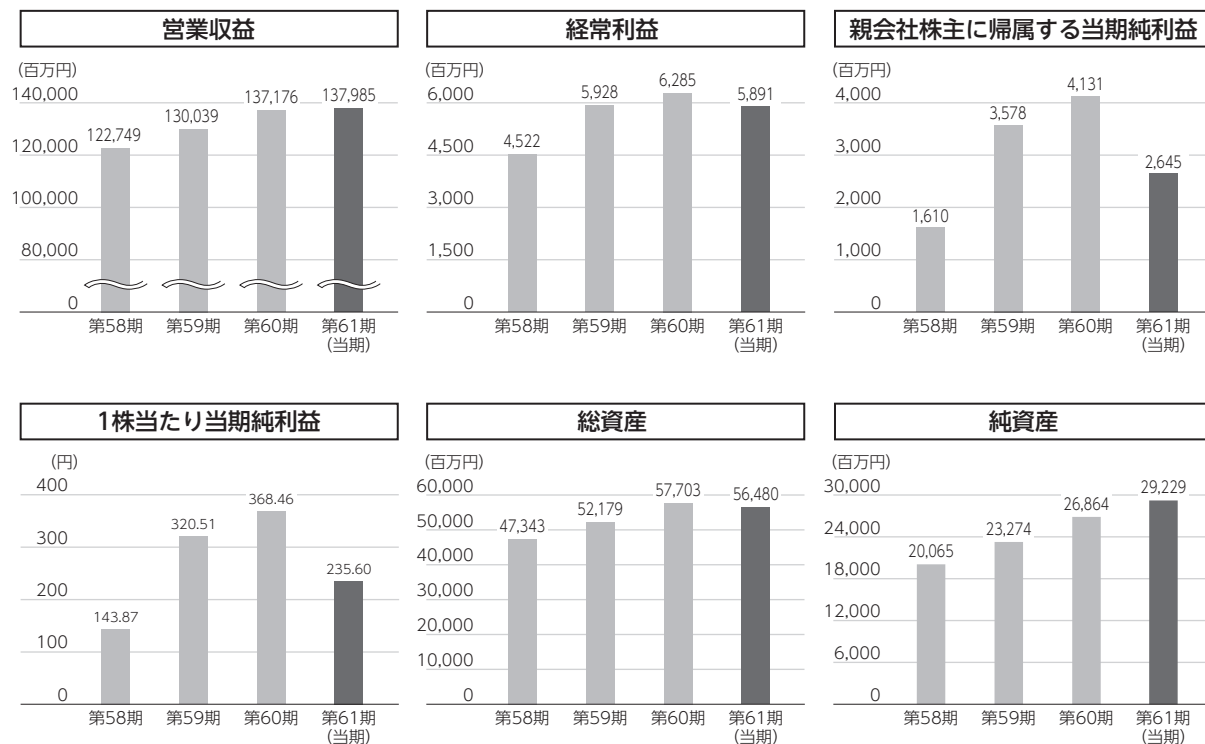
#### (4) 主要な事業内容(2026年2月28日現在)

食品スーパーマーケット事業

#### (5) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第58期	第59期	第60期	第61期 (当期)
営 業 収 益 (百万円)		122,749	130,039	137,176	137,985
経 常 利 益 (百万円)		4,522	5,928	6,285	5,891
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		1,610	3,578	4,131	2,645
1株当たり当期純利益 (円)		143.87	320.51	368.46	235.60
総 資 産 (百万円)		47,343	52,179	57,703	56,480
純 資 産 (百万円)		20,065	23,274	26,864	29,229

(注) 当社の計算書類は、日本基準に基づいて作成しております。



## (6) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社たいらや	100百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社与野フードセンター	50百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社マスダ	95百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社ココスナカムラ	20百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社TSロジテック	95百万円	100.0%	物流事業、資源リサイクル事業

### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業所及び工場(2026年2月28日現在)

会 社 名		区 分	主な事業所名・所在地等
当 社	株式会社エコス	本 部	東京都昭島市中神町1160番地 1
		工 場	グループ食品工場 (埼玉県川越市)
		営業店舗	
		東 京 都 (17店舗)	拝島店、奈良橋店、小平店、中神店、大横店 ほか
		埼 玉 県 (17店舗)	志木店、武蔵藤沢店、幸手店、春日部中央店 ほか
		神奈川県 (2店舗)	城山店、八景島店
		千 葉 県 (5店舗)	市川島尻店、宝珠花店、みのり台店、佐倉店、川間店
		茨 城 県 (25店舗)	茨城町店、大子店、明野店、岡芹店、城里店 ほか
子 会 社	株式会社たいらや	本 部	栃木県宇都宮市平出工業団地9番23
		営業店舗	
	株 式 会 社 与野フードセンター	本 部	埼玉県さいたま市中央区新中里4丁目13番地13
		営業店舗	
	株式会社マスダ	本 部	茨城県取手市東6丁目10番地8
		営業店舗	
		茨 城 県 (11店舗)	荳崎店、淵頭店、松代店、三和店、並木店 ほか
	株式会社ココスナカムラ	本 部	東京都足立区梅田7丁目34番地12
		営業店舗	
	株 式 会 社 T S ロジテック	東 京 都 (8店舗)	入谷店、梅島店、阿佐ヶ谷店、青戸店、町屋店 ほか
		本 部	東京都昭島市中神町1160番地1
		物流センター	所沢物流センター (埼玉県所沢市)
ふじみ野物流センター (埼玉県入間郡三芳町)			
宇都宮物流センター (栃木県宇都宮市) ほか			
リサイクルセンター	狭山リサイクルセンター (埼玉県狭山市) ほか		

#### (8) 従業員の状況(2026年2月28日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,574名	35名減

(注) 上記の他、パートタイマー及び契約社員の年間の平均人員は4,029名(1日8時間換算)であります。

#### (9) 主要な借入先の状況(2026年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	2,287百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,181百万円
株式会社みずほ銀行	1,829百万円
株式会社三井住友銀行	1,520百万円

(注) 2026年2月28日現在の借入残高が、1,000百万円以上の金融機関を記載しております。

#### (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社エコグループが積極的に取り組んでまいりました環境活動につきましては、食品リサイクルの分野において、改正食品リサイクル法の業種別目標であるリサイクル率65.0%を当事業年度も大きく上回る見通しであります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 11,648,917株 (自己株式413,996株を含む)  
 (3) 株主数 22,863名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社琢磨	2,007千株	17.87%
株式会社タイラコーポレーション	2,000千株	17.80%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	624千株	5.56%
平富郎	308千株	2.74%
エコス従業員持株会	303千株	2.70%
株式会社ママダ	295千株	2.63%
平典子	277千株	2.47%
有限会社ナカジマ	94千株	0.84%
株式会社日本カストディ銀行	86千株	0.77%
平邦雄	84千株	0.76%

(注) 当社は自己株式413,996株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く。）2名に対して、譲渡制限付株式報酬として普通株式15,500株を付与しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当
代表取締役社長執行役員	平 邦 雄	—
取締役副社長執行役員	平 典 子	営業本部長
取 締 役	藤 田 昇 三	—
取 締 役	野 原 信 広	—
常 勤 監 査 役	浅 賀 真 一	—
監 査 役	鈴 木 茂 生	—
監 査 役	雨 宮 真 歩	—

- (注) 1. 取締役藤田昇三氏及び野原信広氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。取締役藤田昇三氏及び野原信広氏は株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査役鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏は株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。また、監査役鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりです。

役名	氏名	担当及び地位
常務執行役員	飯 島 朋 幸	開発部管掌
常務執行役員	上 野 潔	生鮮食品部管掌
常務執行役員	芳 野 幸 夫	グロサリー一部管掌
常務執行役員	瀧 田 勇 介	人事部管掌兼総務部管掌
執 行 役 員	齊 田 純 児	業務部長兼営業企画部長
執 行 役 員	小 川 肇	財務経理部長

(2) 取締役及び監査役の兼職の状況の明細  
(取締役)

氏名	兼職する会社、法人等	兼職の内容
平 邦 雄	株式会社たいらや 株式会社与野フードセンター 株式会社マスタ 株式会社ココスナカムラ 株式会社平成	代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役執行役員 取締役
平 典 子	株式会社たいらや 株式会社平成	代表取締役社長 取締役
藤 田 昇 三	文化シャッター株式会社 三機工業株式会社	社外取締役・監査等委員 社外監査役
野 原 信 広	株式会社タチバナ・インダストリーズ 株式会社タンデム・デザイン	代表取締役 代表取締役

(監査役)

氏名	兼職する会社、法人等	兼職の内容
鈴 木 茂 生	全国弁護士協同組合連合会 医療法人社団やしの木会 一般社団法人ふくしま科学技術推進機構	副理事 監 監
雨 宮 真 歩	公益財団法人マリオン財団 中日国際輸渡有限公司 株式会社プリプラにじゅういち 公益財団法人平木浮世絵財団 公益財団法人菊池美術財団 日中国際フェリー株式会社	理事 (監査役) 監査 監理 監 監査

### (3) 取締役、執行役員、監査役の報酬に関する基本方針

本基本方針については、当社取締役会において以下のとおり決議しております。

#### ① 基本方針

当社の取締役、執行役員、監査役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本とし具体的には、以下のとおりとする。

- (ア) 企業理念を實踐する優秀な人材を取締役、執行役員、監査役として登用できる報酬とする。
- (イ) 持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- (ウ) 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。

#### ② 報酬構成

- (ア) 取締役（社外取締役を除く。）、執行役員の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬で構成する。
- (イ) 基本報酬に対する業績連動報酬の報酬構成比率は、役割に応じて決定する。
- (ウ) 社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみで構成する。
- (エ) 監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査役の協議により決定する。

#### ③ 基本報酬

月例の固定報酬とし、役位、職務の内容に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

#### ④ 業績連動報酬

短期業績連動報酬（賞与）は、単年度の業績や目標達成度に連動する賞与を事業年度終了後に一括支給する。

#### ⑤ 譲渡制限付株式報酬

当社の取締役、執行役員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内とする。

具体的な支給時期及び配分については、役位、職務の内容に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して取締役会において決定する。

#### ⑥ 報酬ガバナンス

- (ア) 報酬構成比率、及び基本報酬の水準、並びに業績連動報酬の業績指標及び評価方法は、指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。
- (イ) 各取締役、執行役員の報酬の額は、指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

取締役、執行役員の個人別の報酬等については、指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ取締役会において総合的に議論、検討を行っており、当該方針に沿うものと判断しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	126	60	30	36	2
監査役 (社外監査役を除く)	9	8	1	-	2
社外取締役	12	12	-	-	2
社外監査役	6	6	-	-	2
合計	155	87	31	36	8

- (注) 1. 取締役の報酬につきましては、2007年5月24日の第42回定時株主総会において取締役の員数15名に対して年額350百万円以内と決議されております。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2022年5月26日開催の第57回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額45百万円以内、株式の上限を年30,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、2名です。監査役の報酬につきましては、1992年5月29日の第27回定時株主総会において監査役の員数3名に対して年額35百万円以内と決議されております。
2. 上記支給額には、当事業年度にかかる役員賞与引当金繰入額31百万円を含んでおります。
3. 業績連動報酬は短期の業績に連動する報酬（賞与）であり、業績連動報酬以外の報酬は基本的な固定報酬が該当いたします。その支給割合は概ね、業績連動報酬30%、業績連動報酬以外の報酬70%を目安としております。当社は売上高経常利益率を自社の収益力を的確に示す指標として捉え、その中期的な目標を4.0%に設定しておりますが、当事業年度における売上高経常利益率の実績は4.4%であり、短期の業績連動報酬（賞与）にかかる指標を達成しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	藤田昇三	当事業年度開催の取締役会には、10回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また、法律家としての豊富な経験と幅広い見識を基に、議案の審議につき助言、提案を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員長を務め、取締役、執行役員の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	野原信広	当事業年度開催の取締役会には、10回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に、議案の審議につき助言、提案を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役、執行役員の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	鈴木茂生	当事業年度開催の取締役会には、10回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、10回中全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	雨宮真歩	当事業年度開催の取締役会には、10回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、10回中全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 他の法人等との兼職状況は、(2)取締役及び監査役の兼職の状況の明細に記載のとおりであります。なお、社外取締役及び社外監査役が兼職している各社と当社との間には特別な関係はございません。

### ② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役2名及び社外監査役2名それぞれと当社の間で、当該取締役及び当該監査役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項に規定する「最低責任限度額」を限度とする責任限定契約を締結しております。

### ③ 報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
社外役員報酬等の額	4名	19百万円

#### (6) 会社役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の社外役員を含む取締役、執行役員、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称  
アーク有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度にかかる報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの相当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬について同意しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の目的とするものとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

なお、内部統制の運用状況については下記方針に基づき、これを実現するために代表取締役社長執行役員を委員長とする「正しい商売推進委員会」を設置し、その傘下の「内部統制推進委員会」、「コンプライアンス推進委員会」の活動について定期的に取締役会に報告を行っています。

- ① 当社エコスグループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (ア) 当社の社是「正しい商売」・社訓に加え、広く法令及び定款の順守を当社エコスグループの取締役及び使用人の行動規範とし、コンプライアンス体制の構築と整備を徹底する。
  - (イ) その徹底のため、総務部はコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、取締役及び使用人に対し教育等を実施する。
  - (ウ) 監査役及び内部監査室は連携してコンプライアンス体制を監査し、定期的に取締役会に報告する。
  - (エ) 法令及び定款上疑義のある行為等について、従業員及びお取引先様等が直接情報提供を行う手段として内部通報制度規程を設け、「エコスグループホットライン」を設置し運営する。
  - (オ) 反社会的勢力との関係を常に遮断し、不当な要求に応じぬよう取締役及び使用人は毅然とした姿勢でことに当り、被害の防止とステークホルダーの信頼を損なわぬよう行動する。
- ② 当社エコスグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (ア) 文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。
  - (イ) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
  - (ウ) 文書管理規程は、必要に応じ見直し改善を図る。
- ③ 当社エコスグループにおける損失の危機の管理に関する規程その他の体制
  - (ア) 想定される各種リスクについて各担当部門が関連規程に基づき、ガイドライン及び手引書等を制定して必要に応じ研修等を実施し、リスク管理体制を確立する。組織横断的なリスクの全社的対応は総務部が行う。
  - (イ) 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、定期的に取締役会に報告する。
  - (ウ) 当社エコスグループの取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の改善に努める。
  - (エ) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役、執行役員を定め、対応する。
- ④ 当社エコスグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (ア) 当社エコスグループの取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的目標として毎期初に部門ごとの売上高、利益、費用に関する数値目標を設定し、管理会計手法により月次目標の達成度及び結果を見直すことにより、業務の効率性を確保するシステムを採用する。
  - (イ) 当社は子会社に対し、当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定、その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。
- ⑤ 当社エコスグループにおける企業集団の業務の適正を確保するための体制
  - (ア) 当社エコスグループは、企業集団の業務の適正性を確保するため、担当執行役員による部門別グループ担当者会議を開催し、当社は、子会社の執行状況を確認する体制をとる。
  - (イ) 連結子会社の社長は、当社の月次開催の経営会議及び取締役会に出席し、自社の営業実績、営業施策の状況並びに財務状況を報告する。
  - (ウ) 当社経営企画部を中心に企業集団の横断的結束を強め、経営戦略の共有と具体的展開を図る。



## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、安定配当の継続を基本としつつ、業績並びに今後の事業展開等を勘案して配当を行う方針としております。当期の配当金につきましては、前期の普通配当65円に代えて普通株式1株につき70円の配当とさせていただきたいと存じます。

なお、上記剰余金配当について「剰余金の配当に関するお知らせ」として本年4月14日に発表済みですが、最終決定は、株主の皆様の意見を反映できるよう株主総会において決定することとしております。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。比率については、表示未満の数値を四捨五入しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 2026年2月28日現在	(ご参考) 前連結会計年度 2025年2月28日現在	科 目	当連結会計年度 2026年2月28日現在	(ご参考) 前連結会計年度 2025年2月28日現在
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>21,340</b>	<b>23,984</b>	<b>流動負債</b>	<b>19,348</b>	<b>21,245</b>
現金及び預金	10,150	13,457	買掛金	8,237	8,166
売掛金	2,333	2,184	一年内返済予定の長期借入金	4,503	5,513
商品及び製品	4,443	4,036	未払法人税等	799	1,406
原材料及び貯蔵品	44	20	賞与引当金	688	707
未収入金	3,815	3,785	役員賞与引当金	73	128
その他	615	740	契約負債	1,635	1,514
貸倒引当金	△62	△240	その他	3,410	3,807
<b>固定資産</b>	<b>35,139</b>	<b>33,719</b>	<b>固定負債</b>	<b>7,901</b>	<b>9,594</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>24,153</b>	<b>23,278</b>	長期借入金	5,424	7,235
建物及び構築物	12,306	10,375	退職給付に係る負債	470	770
工具、器具及び備品	2,408	1,980	資産除去債務	755	253
土地	9,424	9,871	繰延税金負債	225	314
建設仮勘定	0	1,039	再評価に係る繰延税金負債	45	43
その他	13	10	その他	980	976
<b>無形固定資産</b>	<b>1,216</b>	<b>1,406</b>	<b>負債合計</b>	<b>27,250</b>	<b>30,839</b>
のれん	387	498	<b>純資産の部</b>		
その他	829	907	<b>株主資本</b>	<b>29,739</b>	<b>27,779</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,769</b>	<b>9,035</b>	資本金	3,318	3,318
投資有価証券	1,065	527	資本剰余金	3,607	3,598
退職給付に係る資産	617	294	利益剰余金	23,588	21,671
敷金及び保証金	5,504	5,595	自己株式	△774	△809
繰延税金資産	2,085	1,923	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△509</b>	<b>△914</b>
その他	837	864	その他有価証券評価差額金	396	200
貸倒引当金	△341	△171	土地再評価差額金	△1,290	△1,289
			退職給付に係る調整累計額	384	173
<b>資産合計</b>	<b>56,480</b>	<b>57,703</b>	<b>純資産合計</b>	<b>29,229</b>	<b>26,864</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>56,480</b>	<b>57,703</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 2025年3月1日から 2026年2月28日まで	(ご参考) 前連結会計年度 2024年3月1日から 2025年2月28日まで
売上高	134,198	133,521
売上原価	97,334	97,454
営業総利益	36,863	36,067
営業収入	3,786	3,654
営業総利益	40,650	39,722
販売費及び一般管理費	34,920	33,702
営業利益	5,729	6,020
営業外収益	310	359
受取利息及び受取配当金	47	32
受取利息及び受取配当金	197	195
受取利息及び受取配当金	65	132
営業外費用	147	94
支払利息	96	58
その他	50	35
経常利益	5,891	6,285
特別利益	578	3
固定資産売却益	35	3
受取補償金	542	—
テナント退店違約金収入	0	—
特別損失	2,579	292
固定資産除却損	172	87
固定資産売却損	14	2
減損	2,236	180
投資有価証券評価損	7	—
店舗閉鎖損	3	22
貸倒引当金繰入額	145	—
税金等調整前当期純利益	3,891	5,996
法人税、住民税及び事業税	1,674	2,021
法人税等調整額	△428	△155
当期純利益	2,645	4,131
親会社株主に帰属する当期純利益	2,645	4,131

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年3月1日残高	3,318	3,598	21,671	△809	27,779
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△729		△729
親会社株主に帰属する当期純利益			2,645		2,645
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		9		34	44
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	9	1,916	34	1,960
2026年2月28日残高	3,318	3,607	23,588	△774	29,739

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2025年3月1日残高	200	△1,289	173	△914	26,864
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△729
親会社株主に帰属する当期純利益					2,645
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					44
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	196	△1	210	405	405
連結会計年度中の変動額合計	196	△1	210	405	2,365
2026年2月28日残高	396	△1,290	384	△509	29,229

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

(ア) 連結子会社の数

5社

(イ) 連結子会社の名称

株式会社たいらや  
株式会社与野フードセンター  
株式会社マスタ  
株式会社ココスナカムラ  
株式会社T S ロジテック

##### ② 非連結子会社の状況

(ア) 非連結子会社の数

2社

(イ) 非連結子会社の名称

株式会社平成  
株式会社令和

(ウ) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

(ア) 持分法を適用していない非連結子会社の数

2社

(イ) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

株式会社平成  
株式会社令和

(ウ) 持分法を適用しない理由

非連結子会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性に乏しいためであります。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、全て連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(ア) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

・市場価格のない株式等

(イ) 棚卸資産

・商 品

・製 品

・原 材 料、貯 蔵 品

② 固定資産の減価償却の方法

(ア) 有形固定資産

・ 建 物

(建物附属設備は除く)

・ 建 物 以 外

・ 主 な 耐 用 年 数

(イ) 無形固定資産

③ 引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金

(イ) 賞与引当金

(ウ) 役員賞与引当金

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直  
入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切り下げ  
の方法）によっております。

a 生鮮食品

最終仕入原価法による原価法

b その他の商品

先入先出法による原価法

先入先出法による原価法

最終仕入原価法による原価法

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物は定額法

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は

定額法

建物及び構築物 8年～34年

工具・器具及び備品 3年～20年

そ の 他 6年

定額法

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期  
間（5年～10年）に基づく定額法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実  
績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能  
性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

当社及び連結子会社の従業員への賞与支給に備えるため、支給見込  
額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

当社及び連結子会社は、役員への賞与支給に備えるため、支給見込  
額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

(ア) 商品の販売に係る収益認識

当社エコスグループの顧客との契約から生じる収益は、食料品及び日用雑貨品等を主力としたスーパーマーケット事業を中核とした小売業での商品の販売によるものであり、このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社エコスグループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(イ) ポイント制度に係る収益認識

当社エコスグループは、スーパーマーケット事業においてポイントカードにより顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込みを考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益として認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

(ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準に適用しております。

(イ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

(ウ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社においては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、5年で均等償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 2,236百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### ① 減損損失の金額の算出方法

当社エコスグループは、食品スーパーマーケット事業を営んでおり、固定資産の減損会計適用に際しては、会社の実態を反映したグルーピング・減損の兆候の判定・減損損失の認識の要否の判定・減損損失の測定を行い、その過程で合理的で説明可能な仮定及び見積りを行っております。

固定資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としております。

減損の兆候の判定は、各店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合、環境の変化に伴い店舗の収益構造の悪化が著しい場合、及び店舗固定資産の市場価格が著しく下落した場合、並びに店舗閉鎖の意思決定が行われた場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候が把握された店舗のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識すべきと判定しております。

減損損失を認識すべきと判定された店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定しており、不動産の正味売却価額については不動産鑑定評価基準、又はそれに準ずる方法等により評価しております。

### ② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの基礎となる店舗ごとの事業計画の策定における主要な仮定は、客数、客単価及び成長率であり、店舗の周辺環境及び近似する店舗の過去の推移等を考慮して見積もっております。

### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記仮定を含む見積りは、将来の不確実な市場動向等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる翌連結会計年度以降の収益予測、及び費用予測の仮定が大きく異なった場合には、翌連結会計年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

#### 4. 会計上の見積りの変更に関する注記

##### 資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、当社グループの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の物価の高騰や新たな情報の入手等に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額404百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 27,261百万円

##### (2) 土地再評価差額金

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき、事業用の土地の再評価を行い当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

##### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は、第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年2月28日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△272百万円

##### (3) 当座貸越契約

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	14,050百万円
借入実行残高	—百万円
差引額	14,050百万円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社エコスグループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	減損損失 (百万円)
店舗	東京都 (4店舗)	37
	埼玉県 (3店舗)	237
	茨城県 (6店舗)	43
	栃木県 (8店舗)	1,918
上記における資産の種類は、建物及び構築物、工具、器具及び備品であります。		

当社エコスグループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位をグルーピングの最小単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗資産、賃貸資産及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2,236百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物1,593百万円、工具、器具及び備品286百万円、土地356百万円であります。

当資産グループの回収可能価額は土地については、正味売却価額（不動産鑑定評価額、路線価及び路線価のない土地は固定資産税評価額を基準に算定した金額）により測定しており、土地以外の資産については、売却が困難であるため、正味売却価額をゼロとしております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	11,648,917株	－株	－株	11,648,917株

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	432,404株	262株	18,670株	413,996株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加262株は、単元未満株式の買取262株の増加であり、減少18,670株は、譲渡制限付株式割当による減少18,670株であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2025年5月22日開催の第60回定時株主総会決議による配当に関する事項

(ア) 配当金の総額	729百万円
(イ) 1株当たり配当金額	65円
(ウ) 基準日	2025年2月28日
(エ) 効力発生日	2025年5月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

2026年5月20日開催の第61回定時株主総会決議による配当に関する事項

(ア) 配当金の総額	786百万円
(イ) 配当の原資	利益剰余金
(ウ) 1株当たり配当金額	70円
(エ) 基準日	2026年2月28日
(オ) 効力発生日	2026年5月21日

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社エコスグループは、一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用することを原則としておりますが、取締役会の決議に基づく一定の枠の範囲内での有価証券投資を行っております。また、短期的な運転資金及び店舗等の設備投資に必要な資金は銀行借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金の主なものは、仕入割戻金で、取引先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、店舗不動産の賃借に伴い差し入れたもので、取引先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び連結子会社は、営業債権について、財務経理部財務担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### (イ) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社及び連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、有利子負債額の適正化を実施するとともに、必要に応じて固定金利の長期借入金を調達する等の対応をしております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### (ウ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社は、各部署からの報告に基づき財務経理部財務担当が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（\*2）をご参照ください。

当連結会計年度(2026年2月28日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	716	716	－
(2) 敷金及び保証金	5,504		
貸倒引当金(*3)	△133		
	5,371	4,978	△392
資産計	6,087	5,695	△392
長期借入金（1年内返済予定額 を含む）	9,927	9,919	△7
負債計	9,927	9,919	△7

(\*1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額 (単位：百万円)

区分	当連結会計年度
その他有価証券	
非上場株式	286
子会社株式	
非上場株式	61

(\*3) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
当連結会計年度(2026年2月28日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	10,150	－	－	－
売掛金	2,333	－	－	－
未収入金	3,815	－	－	－
敷金及び保証金	258	724	402	4,119
合計	16,557	724	402	4,119

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
当連結会計年度(2026年2月28日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	4,503	2,942	1,760	683	37

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年2月28日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	647	69	—	716
敷金及び保証金	—	1,736	—	1,736
資産計	647	1,806	—	2,453

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年2月28日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	3,241	—	3,241
資産計	—	3,241	—	3,241
長期借入金	—	9,919	—	9,919
負債計	—	9,919	—	9,919

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 投資有価証券

株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。店頭売買株式は、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

2. 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、償還金の合計額を残存期間に対する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

3. 長期借入金

長期借入金については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び連結子会社では、東京都、埼玉県、千葉県、茨城県及び栃木県において賃貸用の店舗及び土地を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,466	1,523

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて自社で算定した金額であります。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（2025年3月1日から2026年2月28日まで）

（単位：百万円）

商品部門		スーパーマーケット事業			
		商品の販売 (売上高)	配送代行収入等 (売上高)	営業収入 (*1)	合計
生鮮部門	青果	19,163	—	—	19,163
	鮮魚	11,917	—	—	11,917
	精肉	15,024	—	—	15,024
	惣菜	19,058	—	—	19,058
グロサリー部門	デイリー	32,644	—	—	32,644
	一般食品	26,868	—	—	26,868
	酒類	6,602	—	—	6,602
	雑貨	1,790	—	—	1,790
	その他	414	—	—	414
その他		—	714	2,105	2,820
顧客との契約から生じる収益		133,484	714	2,105	136,304
その他の収益		—	—	1,680	1,680
合計		133,484	714	3,786	137,985

(\*1) 営業収入の「その他」は卸売に係る収益や消化仕入に係る収益等であり、営業収入の「その他の収益」は不動産の賃貸に伴う収益であります。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社エコスグループは、主に食料品及び日用雑貨品等の販売を主力としたスーパーマーケット事業を行っております。

#### ① 商品の販売

商品の販売は、各店舗における顧客への商品の販売であり、当該販売時に履行義務が充足されると判断していることから、顧客への販売時点で収益を認識しております。商品の対価は、引き渡した時から概ね1ヶ月以内に受領しております。

② 配送代行収入等

配送代行収入等は、主に仕入先に代わり店舗へ商品供給を行うことによる収入等からなり、これらの収益は利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。この対価は、取引先との契約に基づき概ね1ヶ月以内に受領しております。

③ 営業収入

営業収入は、主に卸売に係る収益や消化仕入に係る収益等であります。卸売に係る収益は、商品供給契約に基づき顧客の販売する商品を継続的に売り渡すサービスの提供であり、消化仕入に係る収益は、消化仕入契約に基づき顧客に店舗スペースの一部を提供し商品を陳列・販売することを許諾するサービスの提供であります。これらは利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。これらの対価は、取引先との契約に基づき概ね1ヶ月以内に受領しております。

なお、これら収益のうち、当社エコスグループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から、仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	1,514
契約負債（期末残高）	1,635

契約負債は、主に電子マネー及び顧客との販売時に付与するポイントに関するものであり、顧客が電子マネー、ポイントを利用した際に収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年以内であるものについては、実務上の便法を使用し、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,601円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	235円60銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 2026年2月28日現在	(ご参考) 前事業年度 2025年2月28日現在	科 目	当事業年度 2026年2月28日現在	(ご参考) 前事業年度 2025年2月28日現在
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>17,470</b>	<b>19,489</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,648</b>	<b>15,869</b>
現金及び預金	7,467	10,153	買掛金	4,722	4,569
売掛金	1,287	1,160	一年内返済予定の長期借入金	4,400	5,398
商品及び製品	2,805	2,460	未払金	2,319	2,228
原材料及び貯蔵品	40	19	未払費用	349	332
前払費用	286	297	未払法人税等	665	1,042
未収入金	3,912	3,748	未払消費税等	90	276
その他	1,732	1,692	賞与引当金	404	380
貸倒引当金	△62	△42	役員賞与引当金	31	90
<b>固定資産</b>	<b>29,637</b>	<b>28,049</b>	契約負債	1,557	1,432
<b>有形固定資産</b>	<b>13,968</b>	<b>13,246</b>	その他	107	118
建物	7,369	6,467	<b>固定負債</b>	<b>6,632</b>	<b>7,952</b>
構築物	713	752	長期借入金	5,399	7,108
車輛運搬具	0	1	退職給付引当金	69	78
工具、器具及び備品	1,113	1,156	資産除去債務	525	126
土地	4,770	4,869	再評価に係る繰延税金負債	45	43
<b>無形固定資産</b>	<b>440</b>	<b>517</b>	その他	593	594
ソフトウェア	421	497	<b>負債合計</b>	<b>21,280</b>	<b>23,821</b>
電話加入権	16	16	<b>純資産の部</b>		
その他	2	2	<b>株主資本</b>	<b>26,798</b>	<b>24,845</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>15,227</b>	<b>14,286</b>	資本金	3,318	3,318
投資有価証券	893	393	資本剰余金	3,607	3,598
関係会社株式	1,546	1,546	資本準備金	3,591	3,591
出資金	0	0	その他資本剰余金	16	6
従業員に対する長期貸付金	6	7	利益剰余金	20,646	18,738
関係会社長期貸付金	8,300	7,832	その他利益剰余金	20,646	18,738
長期前払費用	271	266	繰越利益剰余金	20,646	18,738
敷金及び保証金	3,035	3,041	自己株式	△774	△809
前払年金費用	145	99	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△970</b>	<b>△1,127</b>
繰延税金資産	1,295	1,194	その他有価証券評価差額金	320	161
その他	39	39	土地再評価差額金	△1,290	△1,289
貸倒引当金	△306	△135	<b>純資産合計</b>	<b>25,827</b>	<b>23,718</b>
<b>資産合計</b>	<b>47,108</b>	<b>47,539</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>47,108</b>	<b>47,539</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 2025年3月1日から 2026年2月28日まで	(ご参考) 前事業年度 2024年3月1日から 2025年2月28日まで
売上高	71,996	72,384
売上原価	51,315	52,002
営業利益	20,680	20,381
営業収入	2,323	2,288
営業総利益	23,004	22,669
販売費及び一般管理費	19,844	19,286
営業利益	3,160	3,382
営業外収益	1,544	1,673
受取利息及び受取配当金	831	921
受取経営指導料	639	627
その他	73	123
営業外費用	141	75
支えの利息	95	53
その他	46	22
経常利益	4,563	4,979
特別利益	11	3
固定資産売却益	11	3
テナント退店違約金収入	0	-
特別損失	902	136
固定資産除売却損	87	59
固定資産売却損	13	2
店舗閉鎖損	648	61
投資有価証券評価損	-	13
貸倒引当金繰入	7	-
繰入金	145	-
税引前当期純利益	3,672	4,847
法人税、住民税及び事業税	1,212	1,352
法人税等調整額	△176	12
当期純利益	2,637	3,482

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
2025年3月1日残高	3,318	3,591	6	3,598	18,738	18,738	△809	24,845
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△729	△729		△729
当期純利益					2,637	2,637		2,637
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			9	9			34	44
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	9	9	1,908	1,908	34	1,952
2026年2月28日残高	3,318	3,591	16	3,607	20,646	20,646	△774	26,798

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年3月1日残高	161	△1,289	△1,127	23,718
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△729
当期純利益				2,637
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				44
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	158	△1	157	157
事業年度中の変動額合計	158	△1	157	2,109
2026年2月28日残高	320	△1,290	△970	25,827

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

(ア) 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

(イ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

③ 棚卸資産

棚卸資産の評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(ア) 商 品

a 生鮮食品

最終仕入原価法による原価法

b その他の商品

売価還元法による原価法

(イ) 製 品

先入先出法による原価法

(ウ) 原 材 料、貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(ア) 建 物

(建物附属設備は除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物は定額法

(イ) 建 物 以 外

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

(ウ) 主 な 耐 用 年 数

建 物 8年～34年

構 築 物 10年～30年

車 輛 運 搬 具 6年

工 具、器 具 及 び 備 品 3年～20年

② 無形固定資産

定額法

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法

#### (3) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

当社の従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役 員 賞 与 引 当 金

当社は、役員への賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

#### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金として計上しております。

〔退職給付見込額の期間帰属方法〕

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

〔数理計算上の差異の費用処理方法〕

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

##### ① 商品の販売に係る収益認識

当社の顧客との契約から生じる収益は、食料品及び日用雑貨品等を主力としたスーパーマーケット事業を中核とした小売業での商品の販売によるものであり、このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

##### ② ポイント制度に係る収益認識

当社は、スーパーマーケット事業においてポイントカードにより顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込みを考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる事項

##### 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。)等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、詳細については、連結注記表(会計方針の変更に関する注記「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)に記載しているため、記載を省略しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 648百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### ① 減損損失の金額の算出方法

当社は、固定資産の減損会計適用に際しては、会社の実態を反映したグルーピング・減損の兆候の判定・減損損失の認識の要否の判定・減損損失の測定を行い、その過程で合理的で説明可能な仮定及び見積りを行っております。

固定資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としております。

減損の兆候の判定は、各店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合、環境の変化に伴い店舗の収益構造の悪化が著しい場合及び店舗固定資産の市場価格が著しく下落した場合並びに店舗閉鎖の意思決定が行われた場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候が把握された店舗のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識すべきと判定しております。

減損損失を認識すべきと判定された店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定しており、不動産の正味売却価額については不動産鑑定評価基準又はそれに準ずる方法等により評価しております。

### ② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの基礎となる店舗ごとの事業計画の策定における主要な仮定は、客数、客単価及び成長率であり、店舗の周辺環境及び近似する店舗の過去の推移等を考慮して見積もっております。

### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記仮定を含む見積りは、将来の不確実な市場動向等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる翌事業年度以降の収益予測及び費用予測の仮定が大きく異なった場合には、翌事業年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

#### 4. 会計上の見積りの変更に関する注記

##### 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の物価の高騰や新たな情報の入手等に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額302百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 16,666百万円

(2) 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権・債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権 2,535百万円

長期金銭債権 115百万円

短期金銭債務 1,144百万円

長期金銭債務 75百万円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 11,200百万円

借入実行残高 -百万円

差引額 11,200百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
収入分	1,377百万円
支出分	240百万円
② 営業取引以外の取引高	
収入分	1,803百万円

### (2) 減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	減損損失（百万円）
店舗	埼玉県（2店舗）	46
	茨城県（3店舗）	40
	栃木県（1店舗）	562
上記における資産の種類は、建物及び構築物、工具、器具及び備品であります。		

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位をグループの最小単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗資産、賃貸資産及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額648百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物508百万円、構築物85百万円、工具、器具及び備品54百万円であります。

当資産グループの回収可能価額は土地については、正味売却価額（不動産鑑定評価額、路線価及び路線価のない土地は固定資産税評価額を基準に算定した金額）により測定しており、土地以外の資産については、売却が困難であるため、正味売却価額をゼロとしております。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	432,404株	262株	18,670株	413,996株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加262株は、単元未満株式の買取262株の増加であり、減少18,670株は、譲渡制限付株式割当による減少18,670株であります。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	21百万円
減損損失	927百万円
減価償却費	347百万円
賞与引当金	123百万円
貸倒引当金	114百万円
商品券未使用残高	129百万円
収益認識基準契約負債計上損金不算入額	26百万円
更生・破産等債権貸倒償却	80百万円
未払事業税等	55百万円
その他	107百万円
繰延税金資産小計	1,933百万円
評価性引当額	△358百万円
繰延税金資産合計	1,574百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務	△133百万円
その他有価証券評価差額金	△145百万円
繰延税金負債合計	△279百万円
繰延税金資産の純額	1,295百万円

再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(繰延税金資産)

再評価に係る繰延税金資産	437百万円
評価性引当額	△437百万円
再評価に係る繰延税金資産合計	－百万円

(繰延税金負債)

再評価に係る繰延税金負債	△45百万円
再評価に係る繰延税金負債合計	△45百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△45百万円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)琢磨	16	損害保険の代理店業	被所有直接17.89%	—	保険契約	火災保険等の損害保険料の支払い	44	—	—
役員 の 近親者	平 富郎	—	名誉会長	被所有直接2.74%	—	—	譲渡制限付株式の割当	2(1千株)	—	—
							報酬の支払い	73	役員賞与引当金	24

- (注) 1. 平 富郎氏は、当社の創業者かつ代表取締役会長及び代表取締役社長経験者であり、長年の経験と知見並びに幅広い人脈を有しており、これを当社業務に活かすため、名誉会長という立場で当社の現経営陣に対して、助言等を行っております。報酬額については、委嘱する職位における業績貢献の重要性の度合い及び業務内容により決定しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
損害保険については、一般取引条件と同様に決定しております。
3. (株)琢磨は、当社代表取締役社長執行役員平邦雄氏及びその二親等以内の親族（平光子氏他2名）が議決権の計100.0%を直接所有している会社であります。

## (2) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱たいらや	100	食品スーパーマーケット事業	所有 直接 100.0%	兼任2人	—	受取経営指導料 資金の貸付 受取配当金 電子マネー 入金分 電子マネー 利用分	324 — 600 — —	未収入金 長期貸付金 — 未収入金 未払金	— 1,800 — 514 472
子会社	㈱与野フードセンター	50	食品スーパーマーケット事業	所有 直接 100.0%	兼任1人	—	仕入代行 資金の貸付	11,908 —	立替金 長期貸付金	671 3,200
子会社	㈱マスダ	95	食品スーパーマーケット事業	所有 直接 100.0%	兼任1人	—	仕入代行 資金の貸付 受取配当金	9,455 — 199	立替金 長期貸付金 —	663 700 —
子会社	㈱ココスナカムラ	20	食品スーパーマーケット事業	所有 直接 100.0%	兼任1人	—	仕入代行 資金の貸付	4,466 —	立替金 長期貸付金	198 1,400
子会社	㈱T S ロジテック	95	物流事業、 資源リサイクル事業	所有 直接 100.0%	—	—	資金の貸付	—	長期貸付金	1,100

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務全般に係る経営指導、仕入代行及び資金の貸付となっております。仕入代行については、要支払額につき支払いを代行しております。
2. 受取経営指導料収入については売上高及び営業収入を基礎とし、契約によって決定しております。受取配当金については剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。資金の貸付については無利息としております。

**10. 収益認識に関する注記**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（10.収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

**11. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額	2,298円87銭
(2) 1株当たり当期純利益	234円86銭

**12. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年4月13日

株式会社エコス  
取締役会 御中

### アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 雛 鶴 義 男

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡 部 源 一

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エコスの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月13日

株式会社エコス  
取締役会 御中

### アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 雛 鶴 義 男  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡 部 源 一  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エコスの2025年3月1日から2026年2月28日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月14日

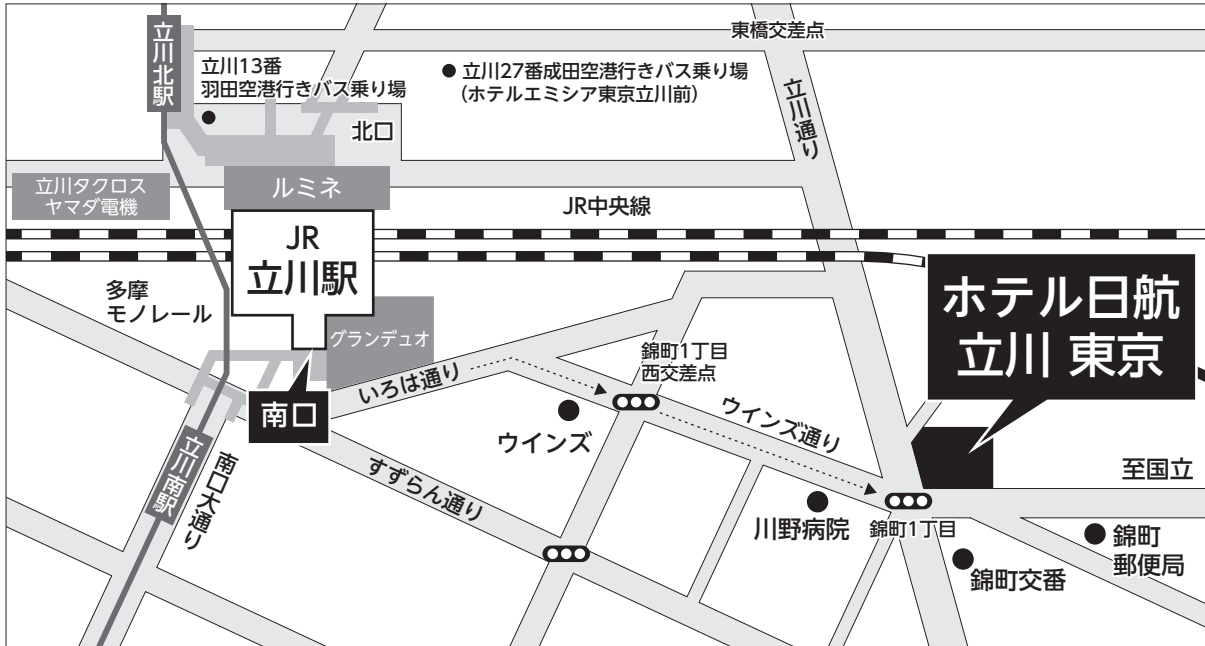
株式会社 エ コ ス 監査役会

常勤監査役	浅 賀 真 一	Ⓔ
社外監査役	鈴 木 茂 生	Ⓕ
社外監査役	雨 宮 真 歩	Ⓖ

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都立川市錦町1丁目12番1号  
ホテル日航立川 東京 3階 アトランティック  
電 話：042-521-1111 (代表)



交通のご案内：JR立川駅南口から徒歩約7分  
多摩モノレール立川南駅から徒歩約8分  
駐車場は台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。